

岩手県告示第198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第696号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和3年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市前沢生母地内（赤生津地区）、同市胆沢小山及び同市前沢地内（上野原第二地区）並びに同市前沢地内（上野原第三地区）
- 2 実施した期間 令和2年7月31日から令和3年1月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び地図調整